

登記をする場合、隣接する所有者が以前境界を確認してもらった人と異なる場合、再度その方と境界の確認をしなければならないことが多くあります。  
それは、境界の確認が立会をした当事者同士の合意であるため、当事者以外の者には効力が及ばないとされているためです。  
登記官に裁量権がありますので、登記官によっては再確認する必要のない方もおります。改めて境界確認書を取り交わすかどうかは登記官の判断になってしまいます。  
同じような案件でも松戸の法務局では登記が通りますが、柏の法務局では登記が通らないといった事態が生じてしまいます。  
これはとてもおかしいことだと思います。

境界を確定した土地を購入した、その土地を分筆登記する場合に、隣接土地所有者が異なっていたら新所有者と境界の確認をしなければならない旨を依頼主に説明すると、確定した土地を買ったのに何でもう一度境界確認しなければならないのか？よくご指摘を受けます。  
しかしながら、先程説明させていただいた通り登記をする際に法務局で要求されてしまうことが多いのです。しかしこれについては弊害もあります。  
(具体例挿入)

最後にお願ひです  
今後皆さまのところにも境界立会依頼が来ましたら、財産の保全に役立つと思いますので、立会にご協力いただければ幸いです。

以上

櫻木栄一郎ガバナーエレクト  
2015年1月23日

国際協議会現地報告-2

連日、朝5時半に起きて6時半から大食堂で朝食。  
暫時の休憩の後、8時から約1時間半の本会議。  
ファン会長、ラビンドラン次期会長、ケニー財団管理委員長などのスピーチ。  
会員増強、change、諸作業のIT化、ポリオ、寄付などの話。  
次いで34人のGEが2班にわかれて意見交換会。  
夕方迄この連続です。  
こういう日々もあと1日となりました。  
あっという間の5日間でした。  
今となってはもったいない気分です。



2015-16年度RIテーマの訂正  
英語 Be a gift to the world  
日本語 世界へのプレゼントになろう

社会奉仕基金 2,842円 《会報編集委員》織田 証・正司 進・大川高明

国際ロータリー第2790地区第12分区

松戸北ロータリークラブ



四つのテスト

- 言行はこれに照らしてから
- 1・真実かどうか
  - 2・みんなに公平か
  - 3・好意と友情を深めるか
  - 4・みんなのためになるかどうか

第2047回 例会 2015年2月17日(火)

- 国際ロータリー会長 ゲイリーC.K.ホアン
- 第2790地区ガバナー 宇佐見 透
- 第12分区ガバナー補佐 高崎 信昭
- 松戸北ロータリークラブ会長 崎谷 延好
- 松戸北ロータリークラブ幹事 大川 隆永
- 例会日 - 毎週火曜日12:30より(第1例会18:30)
- 例会場 - 松戸市八ヶ崎1-10-6 びわ亭
- 事務所 - 松戸市八ヶ崎1-11-13 サンライズハイム101
- TEL/FAX- 047-711-5950 / 047-711-5910
- Web/Mail- www.rc2790-12.jp / kanji@rc2790-12.jp

# WEEKLY REPORT

## <第2047回：例会プログラム>

- 12:30 点鐘 崎谷延好会長  
 ローターリーソング斉唱  
 【♪奉仕の理想】
- 12:33 お客様紹介 小澤盛明会長エレクト
- 12:35 会食
- 13:00 例会再開  
 会長挨拶・報告 崎谷延好会長  
 幹事報告 大川隆永幹事  
 会員卓話 沖 昌彦会員
- 13:25 【委員会報告】
- 社会奉仕委員会 社会奉仕基金発表 平田洋一委員長
- ニコニコ委員会 本日のニコニコ発表 三村藤明委員長
- 13:30 点鐘 崎谷延好会長



## <会長挨拶・報告：崎谷延好会長>

皆さんこんにちは。  
 今日はロータリー・リーダーシップ・研究会（R. L. I）のお話をしたいと思います。

過去数回この研究会のお話をしましたが、研修会ではなく7～8人の少人数の部屋に分けディスカッションリーダー（司会者）がロータリーの主要な語句の説明や現在の問題点、これからの方向性などを結論は出さず全員で討議して考えてもらうという形式で進めて行きます。

9時から16時までびっちり6時限の内容で居眠りもできない緊張感のなかで行われ、I. II. III. コースとありこれを受講すれば卒業コースがあります。

私も昨年鈴木悦朗会員に教えられ、時間的に躊躇いたしましたが何とか卒業コースまで受講いたしました。その結果ロータリーの組織図が何とか整理され会長就任の折、これだけはやっておきたいという方向性を持てるまでになりました。

事実、財団の仕組みの重要性を知って、その援助金の申請に取り組み、当クラブの看板活動になっている「芋掘り」に¥185,028の支援を受ける事が出来ました。

受講するにあたり、どなたでも受けられる研究会で、受講できないコースは来年に持ち越せる事が出来ます。是非ロータリーを整理整頓したい会員がおりましたら参加をお勧めいたします。

以上



■ロータリーの奉仕哲学「超我の奉仕」Service above self■  
 このServiceの意味は人のためにつくすこと。ビジネスでもServiceの心がけはシェルドンの言葉を借りれば「永続的な顧客を得る道」であり、信用を増して繁栄への道につながる。

# WEEKLY REPORT

## <幹事報告：高崎卓哉副幹事>

- ◆地区大会開催のご案内  
 日時 2015年2月22日（日）登録開始 8：30  
 会開点鐘 9：45  
 場所 アパホテル&リゾート東京ベイ幕張ホール



詳細は参加者のメールボックスに配付済です

- ◆例会臨時変更  
 松戸西ロータリークラブ 2月18日（水）・・・・・・2月22日（日）地区大会に振替

## <卓話：沖 昌彦会員>

### 境界の確認について

私の仕事は表示に関する登記をすることです。  
 登記簿は表題部と甲区、乙区に分かれております。  
 表題部は土地や建物を測量し、その現況を登記することです。  
 現況とは、土地においては所在、地番、地目、地積です。  
 地目とはその土地が宅地なのか畑なのかという土地の利用状況のことです。  
 地積は土地の面積です。建物については、所在地番、家屋番号、種類・構造・床面積を登記いたします。種類はその建物が居宅なのか店舗なのかということを登記します。  
 構造は木造なのか鉄骨造なのかということを登記します。



こういった現況の土地や建物が一体だれのものなのかといったような権利関係につきましても、登記簿の甲区又は乙区に登記されおにも司法書士の先生が登記することになります。

土地について地積更正登記又は分筆登記をするときには、その土地に接している土地の所有者全員から境界の確認をしていただき、境界確認書という書類に署名捺印をしていただかなければなりません。  
 登記をする目的は、不動産取引の安全と円滑を図るために行うものですので、隣接する全ての境界を確認することで、何ら問題なく登記してさしつかないことを明らかにするとともに、隣接土地所有者間で後日の紛争防止に役立てることにあります。  
 境界確認書を取り交わしておかないと、立会をした当事者が居なくなってしまうときに争いが生じることがあります。

（具体例挿入）  
 そういったことにならないためにも境界を確認し、境界確認書を取り交わすことが重要です。  
 しかし、境界確認書には期限があります。  
 本来境界ですので、境界が一度確認すればもはや境界は確定したものとして取り扱われなければならないものです。  
 （次ページへ）